

4. 摂津市起業者融資補助金

～起業をサポートします！～

概要

市内で創業を志す方や創業して5年を経過していない方が、補助対象金融機関が提供する起業者向け融資メニューを利用された場合に、一律5万円を補助することによって、起業をサポートしています。

内容

◎補助額 一律5万円 ※1起業者につき1回限り



対象

市内で創業を志す方、もしくは、創業して5年を経過していない方で、補助対象金融機関が提供する起業者向け融資を受けた方

「補助対象起業者向け融資」

池田泉州銀行	創業応援ローン「夢ひろがる」
関西みらい銀行	創業支援ファンド「トライG」「テイクオフ」
北おおさか信用金庫	創業支援融資商品「始めくん」「北おおさかスタートローン」
日本政策金融公庫	「新規開業資金」（新企業育成貸付）等

※いずれも、融資額が50万円以上かつ返済回数が12回以上のものに限る。

申込

摂津市補助金交付申請書（窓口にて）に、以下の書類を添えて提出

◎対象融資の実行が確認できる書類

池田泉州銀行	「ご融資明細書」、「融資取引明細書」など
関西みらい銀行	「ご返済予定表」など
北おおさか信用金庫	「融資取引明細書」「取引明細照合票」「ご返済予定表」など
日本政策金融公庫	「支払額明細書」など

◎市内で営業を営んでいることを証することができる書類

- ・開業届
- ・履歴事項全部証明書
- ・賃貸契約書（事業所用であることがわかるものに限る）など

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362